

令和4年度

学童保育利用の手引き

目次

1. 学童保育の目的と指導の留意点	1
2. 利用時間及び休室日	1
3. 入室にむけた準備	2
4. 入室してから	3
5. 持ちものについて	4
6. 安全な学童保育室での生活のために	5
7. 学童保育室への連絡について	6
8. 保育料について	7
9. 延長保育について	8
10. 警報発令や災害時は	9
11. 学級閉鎖のときは	10
12. 情報メール配信について	11
13. その他お手続き	12
14. 連絡先	13

この利用の手引きには、学童保育を利用される際の準備や手続き、日頃の利用で必要なお知らせを記載しています。

学童保育利用中はお手元に保管いただき、活用いただきますようお願いいたします。

保護者懇談会を年に数回開催します。この手引きをお持ちのうえご出席ください。

子どもたちには親子のふれあいの時間が大切です。ご在宅のときは家庭で一緒に過ごすようつとめてください。

箕面市教育委員会

1. 学童保育の目的と指導の留意点

放課後、保護者が仕事で留守にしているなどの家庭の児童並びに障がいのある児童を対象に、児童の健全な育成支援を目的として次の各項目を柱に学童保育を実施しています。

- ・児童の健康管理・安全確保
- ・自発的な遊びへの活動の意欲と態度の形成
- ・遊びを通じての自主性、社会性の向上
- ・児童の遊びや活動の把握、緊急時の家庭への連絡
- ・家庭や地域での安全な遊びの環境づくりの支援

放課後児童支援員は、児童一人ひとりを大切にし、児童どうし、児童と支援員がお互いに温かい人間的なふれあいの中から深い信頼関係を育み、その上で円滑な集団生活を送れるよう次の点に留意し指導にあたります。

- ・集団生活を送る上でのルールを守り、異年齢児が協力して楽しい生活を送る。
- ・安全で楽しい遊び場を設定する。
- ・障がいのある児童とない児童が協力して集団生活を送る。

2. 利用時間及び休室日

(1) 利用時間

平日	放課後から午後 5 時	
土曜日及び長期休業日（春、夏、冬休み）	午前 8 時から午後 5 時	
振替による学校休業日 （運動会、土日参観などの学校行事の代休日）	午前 8 時から午後 5 時	
風邪などによる学級・学年閉鎖	閉鎖決定日	閉鎖時から午後 5 時
	閉鎖期間中	午前 8 時から午後 5 時

※延長保育は午後 7 時まで（土曜日を除く）です。詳しくは 7 ページをご覧ください。

※安全確認のため、朝から保育がある日は午前 9 時 30 分までに登室してください。

※長期休業日、振替による学校休業日については、当該校の日程に基づきます。

(2) 休室日

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③12 月 29 日から翌年 1 月 3 日

3. 入室にむけた準備

(1) 4月新入学のかたは学童保育室の下見と通学路の確認をお願いします

- ・学校の入学式より早い4月当初から学童保育室に通うこととなります。
お子様と一緒に学童保育室の場所や通学路を事前に歩いてご確認ください。
通学途中の安全についても一緒に確認をお願いします。
(下見の際、支援員が学童保育室におりましたらお声をかけてください。)
- ・学童保育室への来室は、学校と違って集団登校ではありません。
下校時は、安全のため同じ方向の児童と一緒に帰るよう指導しますが、必ずしも同じ方向に帰る友だちがいるとは限りません。

(2) 学童保育は、4月1日(金)から始まります

- ・春休み中は、午前8時から午後5時まで保育をします。
来室は午前9時30分までにお願いします。
- ・学校が始まれば、下校時刻に合わせて学童保育を開始し、午後5時まで保育をします。
(午後5時から午後7時までは延長保育(有料)となります。)
- ・新1年生の給食は、令和4年(2022年)4月26日(火)から始まる予定です。それまでは、お弁当を持参してください。(他の学年は4月12日(火)から給食開始予定です。)

(3) 書類の提出について

4月入室の新1年生のかたは学童保育入室説明会時にご提出ください。

書類名	提出先	備考
家庭連絡票	各学童保育室	提出後に変更が生じた場合は、必ず各学童保育室へご連絡ください。
学童保育料・ 延長保育料の 口座振替納付 依頼書	金融機関 取扱金融機関は 「口座振替・自動 払込のご案内 (箕面市)」に記 載しています。	必要事項を記入し押印のうえ 金融機関 でお手続きしてください。兄弟が既に学童を利用して口座振替されているかたは、同じ口座から振替を行いますので、新たなお手続きは必要ありません。(注)ゆうちょ銀行のお取り扱いはありません。

(4) おやつを提供について

- ・学童保育では、毎日おやつを提供しています。(午後3時～午後4時の間)
学童保育を休む場合、おやつをお渡しすることはいたしません。
- ・アレルギーなどに対応したおやつを提供はできませんので、アレルギーをお持ちのかたは必ずおやつ中止届をご提出ください。おやつを持ち込みなどの対応についてあらかじめ支援員にご相談ください。(アレルギーのある児童以外はおやつを持ち込みはできません。)
- ・おやつを提供を全く受けない場合は、前月の20日までに「学童保育おやつ中止届兼学童保育料免除申請書」をご提出ください。保育料のうちおやつ分(1,500円)が減免になります。(提出先：市役所別館2階子ども総合窓口)

4. 入室してから

(1) 学童保育室へ通い始めたときに

- ・学校の担任の先生へ、児童が学童保育室へ通っていることをお伝えください。
- ・給食が始まる頃までは、学校が下校指導を行っています(学校により違いがあります)。学童保育室を欠席される場合は、学校と学童保育室の両方へご連絡ください。
- ・決まった曜日に欠席がわかっている場合、事前に学童保育室にデジタル連絡帳 tomoLinks ((2) 参照) でご連絡ください。また欠席の予定から来室に変更があれば、その旨もご連絡ください。

(2) デジタル連絡帳 tomoLinks (学童) について

- ・学童保育室と保護者のかたとの連絡には、デジタル連絡帳 tomoLinks (学童) を使います。お知らせや連絡事項を掲載しますので、毎日ご確認ください。
- ・ご家庭からは、児童の健康状態、欠席・早退の連絡、延長利用予定などを入力してください。緊急の場合は、学童保育室へ電話でご連絡ください。

※デジタル連絡帳 tomoLinks (学童) の詳細については別途ご案内します。(3月頃予定)

(3) 学童保育室の保護者懇談会にご参加ください

- ・学童保育室の様子などをお知らせする保護者懇談会を適宜開催しています。必ずご参加ください。

- ・個別の懇談を希望するかたには、学校の個人懇談の日に合わせて支援員が個人懇談を行います。

(4) 気軽にご相談ください

- ・児童のことで気になることがありましたら、学童保育室に気軽にご相談ください。
(前もって学童保育室へ電話又は tomoLinks (学童) でお知らせください。)

5. 持ちものについて

(1) 準備するもの ※全て名前をご記入ください。

学童保育室に置いておくもの	季節に応じた着替え (下着、上着、ズボン・スカート・靴下など) 汗拭きタオル数枚
毎日持ってくるもの	ハンカチ、ティッシュ、水筒に入れたお茶 ※お弁当が必要な日があります。(下記に記載) ※長期休業中も上靴を使用します。

- ・汚れたり汗をかくなどして着替えの必要が生じた際に、着替えの準備がない場合は学童保育室に備え付けのものを使っていただきます。
この場合、下着に関しては新しいものを学童保育室に提供していただきます。
- ・夏休み期間中には、勉強道具、帽子、着替え(多め)と持ち帰り用の袋(着替入れ用)を持たせてください。
- ・各学童保育室によって置き傘など他にお問い合わせするものがあります。
- ・お茶の補充は、学童保育室で準備します。

(2) お弁当について

お弁当の必要な日は、基本的には学校給食のない下記の日です。

長期休業期間中の平日は、希望する保護者を対象に昼食のお弁当を購入できる制度があります。詳細については、別途ご案内します。

- ①新1年生の給食が始まるまでの期間(1年生のみ)
- ②土曜日
- ③長期休業日(春、夏、冬休み)
- ④土日参観などの学校行事の代休日、学級閉鎖日など

6. 安全な学童保育室での生活のために

(1) 集団生活のルール

- ・学童保育室から無断で自宅に帰ること、外出することのないようにご家庭でもお話ししてください。
- ・学童保育室への来室・帰宅については、通学路を基本にしてください。
経路を変更する場合は傷害保険の対象になりませんので、ご注意ください。
- ・学童保育室から塾や習い事等へ行って再び学童保育室に戻ることはできません。
- ・学童保育室へ自転車で通うことはできません。
- ・他の児童の迷惑となる行為はしないよう、ご家庭でもお話しください。

(2) 来室・帰宅について

- ・午後5時の下校時は、安全上、同じ方向になる児童がまとまって帰ります。
集団下校ではありません。
- ・事件等で学校が集団下校になった場合は、学童保育室の児童についても途中まで支援員が送る対応を取ります。
- ・日頃から、登下校の経路で人気の少ないところ等の危険箇所や、いざという時に逃げこめる子ども110番の家やお店などを親子でご確認ください。
地域の方々も見守り活動を行っている場合があります。
- ・土曜日や長期休業中など、なるべく近くの児童と一緒に来室するようにしてください。

安全確認のため見守りサービス **otta (オッタ)** の登録をお願いします。

「otta」はいざというときに学校や教育委員会が児童の位置情報を確認できる無料のシステムです。
登録方法や有料のオプション機能、操作方法などについては、(株)otta コールセンターまでお問い合わせください。

Tel 0570-003-722 (9:00 - 18:00)

<https://www.otta.me/contact/>

電池切れに
注意

いつも
ちゃんと
持っててね



(3) けがや病気について

- ・風邪など病気の場合は、保育できません。
- ・学童保育中に病気になったりけがをした場合は、緊急連絡先に連絡をとり、お迎えをお願いする場合があります。
- ・けがの場合は保護者に連絡し、状況に応じて医療機関で受診します。

(4) 物品等を破損した場合

- ・児童がガラスを割るなど物品を破損したとき、不可抗力の場合を除き、その費用を請求いたしますのでご了承ください。(車や家などに投石した場合も同様です。)

(5) 学童保育中にけがをした場合の保険について

学童保育中や、学校休業日の学童・保育室への往復途中でのけがが対象になります。

一人あたりの補償金額 (上限あり)	<ul style="list-style-type: none">・死亡・後遺障害 100万円・入院(日額) 750円・通院(日額) 500円 <p>※いずれも事故の日から180日の治療期間内で、入院は180日限度、通院は90日が限度です。</p> <p>※初診料加算金等の保険外診療は、補償の対象に含まれません。</p>
保護者負担	<ul style="list-style-type: none">・箕面市の子どもの医療費助成制度「子どもの医療証」を医療機関に提示することによって1日につき500円(医療機関ごと)・1日につき、通院500円・入院750円が補填されます。
医療機関での対応	<ul style="list-style-type: none">・「子どもの医療証」と「健康保険証」をご提示ください。 <p>※「子どもの医療証」の提示がないと箕面市の助成は受けられませんのでご注意ください。</p>

- ・学校から指定された通学路でのけがが対象になりますので、ご注意ください。
- ・学校の教育活動中と学童保育中では適応する保険が異なります。
- ・学校の教育活動中のけがは「日本スポーツ振興センター」の適応になります。(「子どもの医療証」は使えません。)

7. 学童保育室への連絡について

欠席や早退については早めにご連絡ください

(1) 欠席・早退・お迎え・遅刻・延長利用・予定の変更について

- ・必ず tomoLinks（学童）へ入力又は電話にてご連絡ください。

(2) 土曜日、夏休み等の長期休業日の出欠について

- ・土曜日や夏休み等の長期休業日の出欠については、学童保育室から事前に予定について照会いたします。必ず締め切り日時までに tomoLinks（学童）に入力してください。

8. 保育料について

月額 | 7,200 円

内訳 | 学童保育にかかる費用 5,700 円 おやつ提供にかかる費用 1,500 円

- ・金融機関の口座から自動振替により、利用した月の翌月末に引き落とします。
- ・兄弟姉妹でご利用の場合、保育分については第2子半額、第3子以降無料となります。
- ・生活保護世帯、市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭医療証交付世帯、特別児童扶養手当受給世帯については減免を受けることができます。該当する場合は「学童保育料（延長保育料）減免申請書」をご提出ください。
- ・延長保育にかかる費用は、「9. 延長保育について」をご覧ください。

9. 延長保育について

(1) 延長保育を利用するには

- ・就労などにより延長保育が必要と認められる場合に限り、平日の午後5時から午後7時まで利用することができます。（学童保育休室日を除く）
- ・延長保育の利用は、学童保育の利用が前提で、かつ、別途申請が必要です。（学童保育利用申請時に申請されたかたは、改めて申請する必要はありません。）

延長保育料 | 日額 250 円（月額 5,000 円が上限）

申 請 先 | 市役所別館 2 階子ども総合窓口

(2) 延長保育の利用日及び保育内容について

- ・前月の20日までに利用予定を tomoLinks (学童) に入力してください。
- ・入力後に予定の変更(仕事の関係で予定外の利用の必要、もしくは利用の中止)が生じた場合は、速やかに電話又は tomoLinks (学童) でご連絡ください。児童の口頭での連絡は受け付けません。
- ・当日急に延長保育を利用する、もしくは延長利用を中止する場合は、保護者から学童保育室へ午後4時(厳守)までに、電話で直接ご連絡ください。
- ・当日の一定時刻を過ぎると、tomoLinks (学童) 上では予定の変更ができなくなります。その場合は電話でのご連絡が必要です。
- ・児童に対して、変更について電話口で保護者から説明していただく場合があります。
- ・延長保育時は、学童保育室内で保護者のお迎えを待つて過ごします。
- ・おやつは、通常のおやつの時間以外の提供は行いません。

(3) 延長保育時のお迎えについて

- ・延長保育は、保護者等のお迎えが必要です。
- ・迎えに来られる保護者等については、あらかじめ学童保育室へ提出していただく「家庭連絡票」に記載されたかたに限ります。
- ・午後7時には、学童保育を閉室しますので、必ず時間内にお迎えに来てください。不測の事態により、万一午後7時までのお迎えが困難な場合は必ず事前にご連絡ください。年度内に4回以上午後7時の閉室時間を超えて迎えに来られた場合、延長保育の利用ができなくなる場合があります。
- ・不測の事態により、万一午後7時より遅れて迎えに来られた場合でも、別途費用が必要となります。 延長超過料金 | 500円/15分

10. 警報発令や災害時は

(1) 箕面市に下記の警報が発令された場合

対象となる 学童保育室	休校基準となる警報					
止々呂美小 学童保育室	特別警報	暴風警報	大雨警報 (浸水害)	大雨警報 (土砂災害、 浸水害)	大雨警報 (土砂災害)	暴風雪警報
止々呂美小 以外の 学童保育室	特別警報	暴風警報	大雨警報 (浸水害)	大雨警報 (土砂災害、 浸水害)	/	暴風雪警報

学校のある日（平日）

■ 児童が家にいるとき

状況	学校	学童保育
午前7時現在警報発令中	自宅待機	
午前9時までに警報解除	学校登校	放課後に学童保育を行います
午前9時現在（9時ちょうど含む） 警報発令中	学校休校	学童保育室は休室（児童は自宅）

■ 児童が学校にいるとき

警報が発令され学童保育以外の児童は下校	学童保育児童は学童保育室にて 保育を行います
---------------------	---------------------------

※警報の状況によっては、迎えに来ていただく場合がありますのでご了承ください。

学校が休みの日（土曜日、長期休業中、代休など）

午前7時現在警報発令中	安全確保のため児童は自宅待機
午前7時から午前8時までの間に警報解除	午前8時から学童保育を開室
午前8時から午前9時までの間に警報解除	警報が解除され次第学童保育を開室
午前9時現在（9時ちょうど含む）警報発令中	学童保育室は休室（児童は自宅）

※学童保育中に警報が発令された場合、児童だけの早退はできません。

※警報発表前や解除後であっても校区内に避難情報が発令されている場合は、原則、休室（休校）となります。

(2) 大地震が発生した場合 | 震度5弱以上

教職員と協力し、学校と同様の対応をします。保護者のかたは速やかに児童を迎えにきてください。保護者が迎えに来られない児童については、保護者が迎えに来られるまで支援員と学童保育室にて待機します。

11. 学級閉鎖のときは

(1) 学級・学年閉鎖のときは（感染症法分類5類相当）

学級・学年閉鎖は、感染予防の措置として実施されますので、元気な児童であっても、できるだけ家庭で過ごすようにしてください。

閉鎖決定日 | 通常どおり学童保育を開室します。

閉鎖期間中の学童保育の出欠について、午後7時までに電話でご連絡ください。

閉鎖期間中 | 午前8時から学童保育を開室します。

朝は通常どおり集団登校し、学童保育室へ直行してください。

※お弁当が必要です。

※朝から出席する児童が誰もいない場合は、通常どおり放課後から開室となります。必ず閉鎖決定日に出欠をご連絡ください。

※新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症による学級・学年閉鎖の時は、別途ご案内します。

(2) 学校閉鎖のときは

学童保育室も閉鎖します。

【新型コロナウイルス感染症防止対策について】

- ・毎朝健康観察をして、検温の結果を必ず連絡帳に記載してください。
- ・来室するお子さまに必ずマスクの着用をお願いします。
- ・手洗いをこまめに行いますので、ハンカチやタオルを2～3枚持たせてください。
- ・お子さまに37.5度以上の発熱がみられる場合や風邪の症状がある場合は、来室を控えてください。
- ・お子さまに発熱があった場合は、解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善するまでは自宅待機してください。
- ・同居のご家族にも上記と同様の症状がみられる場合も念のため利用を控え、自宅にて経過を観察してください。
- ・お子さま、または同居のご家族に感染が確認された場合や、感染の疑いがありPCR検査を受けた場合、また濃厚接触者になった場合には、来室を控えていただくとともに、必ず学童保育室へご連絡ください。

12. 情報メール配信について

保護者の皆様への連絡は、原則、メール配信となっています。下記のとおり、入学式を待たずにすみやかに登録をお願いします。入室に向けて必要のご案内をさせていただきます。※すでに在籍する児童の保護者へ向けのご案内も届きますので、ご了承ください。

登録できない事情があるかたは、必ず学童保育室までお申し出ください。
登録も申し出もない場合は、情報をお届けすることができません。

メール受信登録方法

①ドメイン<raidan.ktaiwork.jp>の受信許可設定をします。

迷惑メールの受信拒否設定をしているかたは、ドメイン<raidan.ktaiwork.jp>で「受信許可設定」をしてください。

②下記のメールアドレスに空メールを送信します。(仮登録)

p.minoh-as@raidan.ktaiwork.jp



表題や本文は不要です。

携帯電話の機種により空メールを送信できない場合は、本文または件名に適当な半角英数の一文字を打ち込んで送ってください。

③しばらくすると、本登録のためのお知らせメールが届きます。

④届いたメールに記載されているアドレスにアクセスし、児童の学童保育室を選択して本登録をしてください。

※このメール配信サービスは、教育委員会または学童保育室側から情報提供を行う一方通行のサービスです。お問い合わせがある場合は、直接電話等で教育委員会または各学童保育室にお問い合わせください。また、登録していただいたメールアドレスは、このサービスのためだけに使用されます。広告等は一切届きません。

13. その他お手続き

(1) 学童保育室を退室する場合

学童保育室を退室する場合は、退室を希望する月の前月までに退室届を下記窓口までご提出ください。

また、一月のうち一度も来室していないかたで、退室をご希望のかたは、退室をしたい月中に退室届をご提出ください。

一旦、退室届により学童保育室を退室されたかたが、その後、再び学童保育の利用を希望する場合は、再度申請書を提出していただく必要があります。

(2) 住所の変更、保護者の勤務先の変更など

住所、保護者の勤務先などの変更がある場合は、直ちに各学童保育室へご連絡ください。また下記の窓口へも必ず届け出てください。

(3) 新学年への継続の手続き

学童保育は、毎年度利用申請が必要です。学童保育室を通じて、継続手続きの書類を8月末頃に配布します。継続をご希望の場合は、期日までに学童保育室へご提出ください。

お手続き・窓口

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局

箕面市役所別館 2階 子ども総合窓口（月～土 8:45～17:15）※祝日除く

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

電話 | 072-724-6791

H P | <https://www.city.minoh.lg.jp/edushien/gakudounyuushitu.html>

各届出の書式はホームページから取り出せます。

個人情報保護について

学童保育事業を通じた個人情報の収集・利用・管理については、箕面市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

ご相談・苦情等について

学童保育を利用するにあたり、お気づきの点やご意見・ご要望などがございましたら、遠慮なく放課後児童支援員または放課後子ども支援室までご連絡ください。

14. 連絡先

(1) 各学童保育室

※市外局番は 072 です。

学童保育室名	電話 兼 FAX	学童保育室の場所
箕面小学童保育室	7 2 4 - 5 1 7 2	箕面小学校内
止々呂美小学童保育室	7 3 6 - 1 1 0 7	止々呂美小学校内
萱野小学童保育室	7 2 2 - 7 6 7 3	萱野小学校内
北小学童保育室	7 2 3 - 9 6 0 7	北小学校内
南小学童保育室	7 2 2 - 4 8 5 9	南小学校内
西小学童保育室	7 2 2 - 0 2 5 0	西小学校内
東小学童保育室	7 2 8 - 1 0 8 8	東小学校内
西南小学童保育室	7 2 3 - 2 6 2 0	西南小学校内
萱野東小学童保育室	7 2 8 - 0 5 2 1	萱野東小学校内
豊川北小学童保育室	7 2 8 - 1 7 5 3	豊川北小学校内
中小学童保育室	7 2 4 - 0 2 3 0	中小小学校内
豊川南小学童保育室	7 2 9 - 0 6 5 4	豊川南小学校内
萱野北小学童保育室	7 2 2 - 0 5 5 1	萱野北小学校内
彩都の丘小学童保育室	7 2 6 - 7 3 0 0	彩都の丘小学校内

入室後は、各学童保育室内でクラスが分かれるので、入室クラスの電話番号に連絡をお願いします。(電話番号については入室後に案内があります。)

自由な遊び場開放について

各小学校で、学童保育の児童も含め1年生から6年生までの児童が自由に遊べるよう、平日の放課後に運動場と余裕教室等を毎日、開放しています。

学童保育室に通う児童は、支援員のもとで放課後の生活を送りながら、クラスの友達や異年齢の児童とも、自由な遊び場開放で交流をしています。

- ・利用は無料です。
- ・給食のある日の放課後に実施しています。
- ・開放時間は放課後から午後4時45分までです。(冬期間中は午後4時30分まで)
- ・学校行事等により、事業を中止する場合があります。
- ・緊急時集団下校の際は、自由な遊び場開放は中止します。

子ども未来創造局放課後子ども支援室(市役所別館3階39番窓口)

電話：7 2 4 - 6 7 3 6

FAX：7 2 4 - 6 0 1 0